

2022年度用
期間 2022年4月1日～2023年3月31日

スポーツ連盟の

傷害見舞金制度 加入のご案内

スポーツ仲間の『助けあい』を！

行事加入型【大会ごとの加入 1大会2日間まで対応】

スポーツ連盟もしくは加盟団体・クラブが主催する競技大会等の行事で発生した傷害と特定疾病を対象に給付が行われます。

【給付金】

給	死亡見舞金	(傷害)	200万円
		(特定疾病)	150万円
付	後遺障害見舞金(最高)	(傷害)	200万円
		(特定疾病)	150万円
金	入院見舞金日額	(傷害)	3,000円
		(特定疾病)	2,000円
	手術見舞金	入院日額の10倍・20倍・40倍	
金	通院見舞金日額	(傷害)	2,000円
		(特定疾病)	1,000円

上記記載の入院、通院とも1日目から見舞金支払いの対象となります。

【申し込み先】 〒114-0014 東京都北区田端 1-24-22 山柿ビル 3F

新日本スポーツ連盟 TEL 03-5834-8726

傷害見舞金係 FAX 03-5834-8723

Eメール mimaikin@njsf.net

【加入期間】

行事開催日（1行事2日間まで）となります。

【加入方法】

行事毎に、「新日本スポーツ連盟・傷害見舞金制度加入申請書・2021年度用」を行事の前日までにスポーツ連盟宛送信し、加入金（1行事 1人 70円）を送金することでお申し込みいただけます。

※「加入者名」は、大会プログラム等で加入対象者が明示されているものでも結構です。

【具体的内容：詳細は3ページ参照】

*捻挫や骨折などの傷害

*特定疾病とは、下記の事項を含む偶然性を伴う身体障害

急性虚血性心疾患（心筋梗塞）・急性心不全などの心臓疾患、くも膜下出血・脳内出血などの急性脳疾患、低体温症、日射病、熱射病、脱水症状などの当該スポーツと相当因果関係のある疾病。

*主な免責

行事参加者が、行事の直前12ヶ月以内に治療を受け、または治療のために医師の処方に基づき服薬をしていた疾病による身体障害。

*死亡給付金

事故の日を含めて180日以内に死亡したときに死亡給付金を支払う。

*後遺障害給付金

事故の日を含めて180日以内に後遺障害を生じたとき、また、180日を越える治療をする場合、181日目における医師の診断に基づき後遺障害認定をおこない、後遺障害給付金を支払う。

*入院給付金

事故の日を含めて180日を限度に、1日目から入院給付金を支払う。

*通院給付金

事故の日を含めて180日以内実通院日数90日を限度に、1日目から通院給付金を支払う。

*給付金が10万円を超える場合には、病院の「診断書」が必要です。

*後遺障害について

欠損傷害、運動障害などについて別に定める「障害レベル・等級」によって給付金を支払う。

【給付申請方法】

不幸にして事故が発生した場合には、行事責任者からスポーツ連盟・傷害見舞金係に「事故証明書」を送付していただき、スポーツ連盟・傷害見舞金係が見舞金支払い手続きを行います。

（記入していただく必要がある書類をお送りします）

新日本スポーツ連盟・傷害見舞金制度加入申請書

2022 年度

期間： 2022年4月1日～2023年3月31日

新日本スポーツ連盟全国連盟

〒114-0014 東京都北区田端1-24-22 山柿ビル3F

TEL:03-5834-8726 FAX:03-5834-8723

E-mail : mimaikin@njsf.net

<加入金振込先> 口座名義：スポーツ連盟傷害見舞金係

口座番号：00150-8-258838

申請内容	申請日：	
	種目名：	
	団体名：	
	責任者名：	
	住所：	
	電話番号：	
	行事名：	
	開催日：	
	開催場所：	

加入タイプ： 行事加入型

一行事1人

70 円

× 名
円

合計

上記内容で加入を申請します。

加入者名（※大会プログラム等 加入者が明確であれば、別途添付も可）

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1		6		11	
2		7		12	
3		8		13	
4		9		14	
5		10		15	